

令和3年度

第1回佐久市国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

日 時 令和3年5月13日（木） 午後1時30分～午後2時45分

会 場 佐久市役所 南棟3階会議室

出席委員 11名

公益を代表する委員 5名
保険医等を代表する委員 2名
被保険者を代表する委員 3名
被用者保険等の保険者を代表する委員 1名

欠席委員 9名

事務局 5名

1 開 会

2 自己紹介

3 諮 問

- ・国民健康保険事業基金の活用方針について
- ・国保税率等の見直しについて

4 会長あいさつ

5 市長あいさつ

6 議事録署名委員の指名（2名）

宮島 浩委員、木内 美佐子委員

7 会議事項

（1）長野県国民健康保険運営方針（ロードマップ）について

（事務局）

○資料1に基づき説明

○質疑

・なし

（2）諮問の内容について

国民健康保険事業基金の活用方針について

（事務局）

○資料2に基づき説明

- ・基金の使途については、国民健康保険事業費に不足を生じた場合の補填と国保の円滑な運営に必要な経費への充当となっている。
- ・適切な保有額については、平成30年の国保制度改正前は過去3か年間の保険給付費の平均額の5%程度とされていたが、制度改正後は示されていない。どれくらいの基金を保有するかは各市町村の判断に委ねられている状況となっている。
- ・制度改正によって変更となった点については、保険給付費が長野県から全額賄われる。保険給付の増や保険料収納不足により保険者が財源不足になった場合に備え、長野県において財政安定化基金を設置し、市町村に対し、貸付または交付を行うことができるようになった。なお、この貸付は無利子の貸付となるが、収納不足額の2分の1が限度となっている。
- ・決算補填等を目的とした法定外の繰入の解消を国から求められている。仮に繰入を行った場合には、国からペナルティが課せられる。

- ・基金の必要性であるが、長野県の財政支援策により、基金を備えておく必要性は低くなったが、国保事業納付金の変動等による「年度間の保険料の平準化を図る（激変緩和）の場合は、保険者独自の基金を活用することでも対応されたい」とされていることから、ある程度の基金を保有する必要がある。
- ・令和元年度決算時点の基金保有額は16億5,483万3,000円で、県下19市の中でトップの保有額となっている。
- ・財政健全化による一般会計からの支援として、平成26年度に基金残高が0円となり、平成27年度から平成30年度までに一般会計から基準外の繰入を行い、総額で10億2,500万円の支援をもらった。その他に平成27年度に一般会計より1億9,000万円の借入をして、平成30年度から令和2年度の3か年で返済を行い、2年度末で完済した。
- ・基金の具体的な用途として以下の3点を定めたいと考えている。
- ・1点目として制度変更等によって被保険者へ過重な影響がある場合である。想定として、会計検査等による国庫負担金の返還、収入減による決算補填、納付金の増による税率改定の際に急激な引き上げとならないための措置、国保税水準の統一による負担増を想定している。
- ・2点目として重点的な取り組みが必要な場合である。想定として、特定健診受診率の向上や、将来にわたって医療費抑制となる保険事業の必要性が生じたときを想定している。
- ・3点目としてその他やむを得ない事情がある場合である。経済事情の変動や災害が発生した際の緊急対応のための活用を考えている。
- ・基金を取り崩した場合は、原則として、次の税率見直しの際に解消を図りたいと考えている。
- ・令和元年度末において基金の保有状況であるが、佐久市の保有額は、16億5,483万3,000円、一人当たり78,914円である。19市の平均は4億6,673万5,000円、一人当たり26,151円である。
- ・全国の市町村の保有状況は、保険給付費の①10%から20%が全体の25%、②5%未満が全体の22%となっている。これを佐久市国保に置き換えた場合、①の場合が6億5,300万円から13億600万円、②の場合、3億2,600万円という数字になる。
- ・以上の指標より、保険給付費の10%とすると6億5,300万円となることから、6億円程度を標準とし、税率引き下げの目安となる上限を13億円、税率引上げの目安となる下限を3億円程度としたいと考えている。
- ・幅を持たせた理由としては、納付金の年度間増減に大きな変動があり、当市の見直しは基本2年に1度としていることから、連続の納付金の増加にも柔軟に対応出来るように設定をしたいと考えている。
- ・この設定額は、現時点の被保数等の状況によるものであり、今後、団塊の世代の後期高齢者医療保険制度への移行（こちらは2025年がピークとなっている）や雇用保険の適用拡大（現行500人超の企業に対し雇用保険が義務付けられているが2022年10月から従業員100人超になり、さらに2024年10月からは50人超になる）により被保

険者が10%以上の変動があった場合には、その都度見直しを行いたいと考えている。

- ・現在保有している基金については、平成27年度に国民健康保険財政安定化のため、「あくまで臨時的な措置として」繰入れを行ったが、健全化計画や平成30年度の国保制度改革により結果として①として繰入の所期の目的であった「国保財政の安定化」が図られたこと、②として健全化計画が5年の区切りがついたことから、国保財政の安定化を目的とした一般会計からの基準外繰入は、市の一般会計へ一括返還をする。

○質疑

(委員)

- ①資料2にある法定外の基金の繰入れに対するペナルティというのはどのようなものか。
- ②雇用保険の適用拡大について、どの程度被保険者の異動があるのか予想ができるか。
- ③過去に一般会計からの支援を受けた経過についてお聞きしたい。

(事務局)

- ①ペナルティの中身であるが、国保特別会計の中で、収支がつかなくなり、一般会計から基準外の繰入を行った場合に国からのペナルティがある。その中身は、本来もらえる国の交付金が貰えないというものである。
- ②今後の被保険者の変動の見込であるが、現在国保の被保険者が21,000人程おり、その内会社勤めの方で国保に加入している人数はつかめていない。今後どの程度雇用保険の方へ移行するのかは分かっていない。
- ③一般会計からの繰入の経緯については、平成26年度に佐久市の国保基金が0円となり、当時特別会計ですべてやり繰りをしなければならない中、その当時国からの交付金は、翌年度もしくは翌々年度に精算となっており、本来入ってくるものが、2年後に入金となる状況であった。国からの交付金が入ってくるまでの間の措置として市の方で立て替えないと会計が成り立たない状況となったことから、特別会計の中でやり繰りが出来ないということで、一般会計から資金の支援をいただいた経過である。

- ・また、佐久医療センター開設やオプジーゴ等の高額医薬品の承認による医療費の急激な増加があったことから、佐久市だけでなく全国の多くの市町村で医療財政が圧迫されたケースがあった。

(会長)

- ・他に質問がなければ、国民健康保険事業基金の活用方針について、意見が無い方は挙手をお願いします。

(委員)

全員挙手

(会長)

- ・全員挙手ということで、案のとおりとさせていただきます。

国民税率等の見直しについて

(事務局)

- ・先程説明したロードマップの中で、令和9年度までに行うこととして、1点目は医療費水

準を二次医療圏ごとに合わせるということがある。佐久市の場合は0.934、佐久広域の場合は0.8969、長野県の場合は0.941となっている。最終的に長野県の数字に合わせるようになる。ちなみに医療費水準とは、国の一人当たり医療費を1とした場合を数値化したものである。

- 2点目として、資産割の廃止がある。令和2年度時点で県下77市町村中31市町村が資産割の賦課をしていない。
- 3点目として、保険税の応益割を各20,000円に近づけることである。佐久市は現在均等割が21,300円、平等割が25,400円という状況である。
- 以上を踏まえ、佐久市における国保税率の見直しの方針案として、1点目は、税率の見直しを2年に一度としていることから、2年間における収支が均衡するよう税率の設定をする。
- 2点目は、長野県が行う「国保税率の統一」と方向性を同じくした見直しをする（令和9年度までに資産割を廃止する。応益割を20,000円程度に近づける。）。医療費水準の部分については、佐久市の場合影響がないので、見直しの中では考慮はしない。
- 3点目は、基金の活用方針により基金を取り崩した場合で、基金残が基金保有額水準を下回る場合は、税率等の見直しの際に解消となるよう見直しを行う。
- 税率見直しにおける留意点として、所得割については、所得の状況によって課税することから、応分の負担となる。所得額に課税するため経済状況の影響を受けやすく、減収分の見込が難しいということがある。
- 資産割については、令和2年度資産割額が全体で1億2,109万5,000円である。仮に資産割を1%引き下げた場合、614万3,000円減収となる。医療分の資産割を0%とした場合、9,828万8,000円の減少となる。令和9年度までに今回を含め3回の税率見直しの機会があるので、その間で資産割を廃止していくと考えている。
- 均等割については、被保険者一人当たり課税のため、額を増減した場合、すべての世帯に影響する。景気の動向に左右されないため比較的安定した財源となっている。現状21,300円を20,000円とした場合、2,695万4,200円の減収となる。
- 平等割については、加入一世帯当たり課税のため、額を増減した場合、すべての世帯に影響する。景気の動向に左右されないため比較的安定した財源となっている。現状25,400円を20,000円とした場合、7,154万4,600円の減収となる。
- 令和3年度から5年度の特有の留意点について、1点目として新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響として、景気低迷により令和2年の所得の減少が見込まれる。この影響により、4,000万円程の課税額の減少が見込んでいる。
- 2点目として令和3年度から税制改正により基礎控除が10万円引き上げとなり43万円となった。この影響を受けるのが自営業者となり、2,800万円ほどの課税額の減少を見込んでいる。なお、給与所得者、年金所得者は基礎控除が引上げとなる一方で給与所得控除等が引き下げとなったため、影響はない。
- 3点目として、令和4年度から子どもの均等割額の軽減が創設される見込みである。これは、子育て世帯の負担軽減を目的に、未就学児に均等割の最大5割を公費で負担するもので、現在国会で法案が審議されている。減収となった分は、国が2分の1、県が4分の1、

市が4分の1負担する見込みとなっている。

- ・以上を踏まえ令和3年度からの税率案を作成した。なお、基本税率の見直しは2年に1度であるが、今回3年間特殊事情が見込まれることから、今回に限り税率の設定期間は、令和3年度から5年度としている。その後は、2年に1度税率の見直しを考えている。
- ・令和2年度の収支見込は、現時点で3億2,387万8,000円の黒字を見込んでいる。最終的に税の収入が出納閉鎖まで上乘せとなる見込みである。
- ・現行税率の場合、令和3年度以降の収支については、1億5,000万から1億1,000万の黒字で推移すると見込んでいる。
- ・税率の見直しについては、先程説明をした見直し方針に基づき、3年間の収支が黒字となるよう見込んだ。
- ・事務局にて15パターン程検討し、その中で3パターンを選定した。
- ・最初に①のパターンは、医療分の所得割を0.3%引き下げ、資産割を8%引き下げ、均等割を加入者一人当たり500円引き下げ、平等割を一世帯当たり1,000円引き下げする案となる。この見直し案の改定波及効果は、ほぼ全加入世帯となっている。令和3年度で試算をすると8,327万4,000円程の引き下げとなる。一世帯平均にすると6,590円の引き下げ見込みとなる。
- ・次に②のパターンは、医療分の資産割16%を0%に、平等割を一世帯当たり1,000円引き下げする案となる。令和3年度で試算をすると8,853万2,000円程の引き下げとなる。一世帯平均にすると7,006円の引き下げ見込みとなる。この見直し案の改定波及効果は、資産割額が大きい世帯程恩恵を受ける案となっている。参考として、佐久市国保加入世帯の54%の世帯が、資産割が賦課されている。言い換えると、半分の世帯の方は、平等割の1,000円の減額のみしか恩恵を受けないパターンとなっている。
- ・最後に③のパターンは、医療分の資産割を10%引き下げ、均等割を加入者一人当たり500円引き下げ、平等割を一世帯当たり1,000円引き下げする案となる。令和3年度で試算をすると6,493万6,000円程の引き下げとなる。一世帯平均にすると5,139円の引き下げ見込みとなる。この見直し案の改定波及効果は、ほぼ全世帯全加入者に及ぶが、所得割の見直しをしていないため、①のパターンより減額幅が小さくなっている。
- ・所管課としては、より多くの世帯、加入者に減税効果が及ぶことから、①としたいと考えている。
- ・基金から一般会計へ10億2,500万円返還した後の残りは、6億3,072万1,000円となっている。

○質疑

(委員)

- ①医療費水準を合わせるということは、どのようにして合わせていくのか、
- ②税率の見直しについて、①のパターンとした場合、次の見直しにおいて税率が上がるということがなければ①のパターンでよいと思う。

(事務局)

- ①医療費水準の合わせ方については、直接的には国保税に関係をしないが間接的には影響がある。県の方で算定する納付金を算定する際に使用するのが医療費水準になる。佐久市の場合現状0.934、佐久広域の場合が0.8969になっている。県の方で佐久市に対して納付金を算定するにあたり、現時点では0.934の数字を使用しているが、今後0.896の数字を使用するようになると、納付金が減るというイメージになる。最終的には、県平均の0.941に合わせるということなので、県に納める納付金は、一旦下がってまた再度上がるというイメージである。
- ②収支の見込みであるが、令和3年度で7,324万9,000円の黒字、令和5年度で3,158万9,000円の黒字を見込んでいます。引き下げをしても十分に運営していけると考えています。

(会長)

- ・協議会として国保税率の見直しについて、①のパターンがより多くの方に減税の恩恵があるということで、①で決定してはどうかと思いますが、ご意見は無いでしょうか。意見が無い方は挙手をお願いします。

(委員)

全員挙手

(会長)

- ・全員挙手ということで、①案のとおり決定とし答申させていただきます。

(3) その他

(事務局)

- ・日程について決定をしていないが、第2回の協議会として8月下旬頃国保会計の決算報告等を行いたいと考えているので、詳細が決まったところで連絡する。
- ・例年行っている委員の研修については、11月頃予定をしているので、こちらも詳細が決まったところで連絡する。

(委員)

- ・前回の協議会の際に、特定健診の受診率が低いという話の中で、医療機関に呼びかけ、声掛けをしていったら良いのではないかという話が出たが、今年度新しく行うことが決まっていれば、教えてもらいたい。

(事務局)

- ・特定健診の受診率の向上に向けた取り組みとして、昨年度末にポスターを作成し、人がより多く集まる場所にポスターの掲示の依頼をしてある。(医療機関やスーパー等)
- ・その他として、各医療機関に定期的に受診している方に対して、医療機関で実施している健診のデータを市に提供をしていただくことによって、特定健診の受診率のカウントとすることが出来ることから、各医療機関にその受診データを提供いただくよう呼びかけを行った。
- ・最後に特定健診の受診において、全国の自治体で実績を上げている民間の業者で、AIを使った個人への勧奨通知がある。コンピュータの判断により、その個人の性格に応じて通

知するものであり、受診につながればと考えている。

(委員)

- ・コロナワクチンの接種が始まり、かかりつけ医のない高齢者の方が近所の医療機関に接種の申込をしたら、断られたと聞いた。このような時にかかりつけ医がないというのは不便であり、特定健診を受けていれば、多少なりともそのようなことにはならなかったのではないかと思った。

8 閉 会

議事録署名委員
